

国内経済要録

◇商工中金、開銀、北東公庫の貸出金利の引上げ

商工組合中央金庫、日本開発銀行および北海道東北開発公庫では、このほど貸出金利の引上げを決定し、商工中金は8月17日以降の新規貸出分から、開銀、北東公庫は9月1日以降の新規貸出分から、それぞれ実施した。

新利率は次のとおり(カッコ内は改訂前)

(1) 商工中金

貸付	組合貸(%)	構成員貸(%)
期間1年未満	8.3 (8.2)	8.5 (8.4)
〃 1年以上	8.6 (8.4)	8.8 (8.6)
割引	8.3 (8.2)	8.5 (8.4)
当座貸越	8.85 (8.75)	9.1 (9.0)

(2) 開銀
貸出基準利率 8.5 (8.2)

(3) 北東公庫
貸出基準利率 8.3 (8.2)

◇農協および共済連のコール・ローン運用の容認

農業協同組合、全国共済農業協同組合連合会(全共連)および都道府県共済農業協同組合連合会(県共連)の余資のコール・ローン運用は、従来農林省の内面指導等により認められていなかったが、このほど「農業協同組合財務処理基準令」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に係る財産の運用方法を定める省令」等の一部が改正され、9月1日以降、次のような条件でコール・ローン運用が認められることとなった。

(1) 農協

資金量(貯金と定期積金の合計額)100億円以上の農協は、資金量の5%相当額(ただし系統利用率3分の2以上の農協は、都道府県知事の特認を条件として資金量の10%相当額)を限度として、金融機関(普通銀行、外国為替銀行、長期信用銀行、相互銀行および短資会社)に対して貸付(コール・ローンを含む)を行うことができる。

(2) 共済連

共済連(全共連および県共連)は、資産総額の10%相当額(ただし農林大臣の特認を受けければこの限りではない)を限度として、金融機関(農協の場合と同じ)に対して貸付(コール・ローンを含む)を行なうことができる。

◇政府、第3次資本自由化措置等を閣議決定

政府は、8月25日、外国資本による対内直接投資の第3次自由化措置および対内証券投資の自動認可限度の引き上げ措置を外資審議会の答申どおり閣議決定した。本措置は、9月1日以降実施されたが、その概要は次のとおり。

(1) 第3次資本自由化措置として新たに選定された自由化業種数は、第1類(50%)自由化業種315、第2類(100%)自由化業種8、合計323業種であるが、このほか既往第1類自由化業種のうち27業種が第2類業種へ移行した。

この結果、これまで3回の自由化措置により合計524業種(第1類447、第2類77)が自由化されたこととなる。

(2) 今回の資本自由化措置は、業種数が323と第1次、第2次自由化措置(自由化業種数204)を大幅に上回る広範なものであるが、内容的にも、銀行、証券、乳製品、化粧品、金属工作機械、電子式卓上計算機、新聞、ペアリング、単独総合小売店(百貨店、スーパー・マーケット)等注目業種が組み込まれている。

(3) 対内証券投資の自動認可限度引き上げについては、非制限業種の外国投資家全体の持株比率を従来の20%以下から25%未満に引き上げることとし、1外国投資家当たり持株比率(現行7%)および制限業種の外国投資家全体の持株比率(現行15%以下)については、現行限度が据え置かれた。

◇対外直接投資の自由化措置の実施

政府は、8月28日、対内直接投資の第3次自由化措置とも関連して、100万ドル以下の対外直接投資を自由化することを閣議決定し、9月1日以降実施した。これに伴い、海外投融資残高100万ドル以下の案件は、原則として本行の自動許可扱い(従来20万ドル以下)となった。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更

等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

買取手形期間	8月8日 以降	8月21日 以降	8月27日 以降
	%	%	%
全 期 間	7.0 (0.125)	6.875 (0.125)	6.75 (0.125)

(注) カッコ内は引下げ幅。

また、本邦主要外国為替公認銀行は、米ドル建輸入ユーロ・ポンド・スイス・フランの各金利(3か月、4か月ものとも)の最高限度を右のとおり改訂した。

	8月1日 以降	8月22日 以降	8月28日 以降
信用状つき	% 9.75 (0.125)	% 9.625 (0.125)	% 9.5 (0.125)
信用状なし	10.0 (0.125)	9.875 (0.125)	9.75 (0.125)

(注) カッコ内は引下げ幅。